

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 12 号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第3条第1項」の右に「及び第51条の8第1項」を加える。

第4条の見出し中「防火管理者」の右に「及び防災管理者」を加え、同条第1項中「解任」の右に「及び省令第51条の9前段に規定する防災管理者の選任又は解任」を加え、同条第2項中「又は」を「若しくは」に、「適合した」を「適合し、又は当該防災管理者の選任若しくは解任が令第47条第1項の規定に適合した」に、「同項」を「前項」に改める。

第5条の2の見出し中「共同防火管理協議事項」の右に「及び共同防災管理協議事項」を加え、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる届出は、当該各号に掲げる書面を署長に2通提出して行うものとする。

- (1) 法第8条の2第2項の規定による防火管理上必要な業務に関する事項の届出
共同防火管理協議事項届出書（第4号様式）
- (2) 法第36条第1項において準用する法第8条の2第2項の規定による防災管理上必要な業務に関する事項の届出
共同防災管理協議事項届出書（第4号様式の2）

第5条の2の2第1項第4号中「第9条の3」を「第9条の4」に改め、同条第2項中「第4号様式の2」を「第4号様式の3」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自衛消防組織の設置の届出）

第5条の2の3 省令第4条の2の15第2項に規定する自衛消防組織の設置の届出書は、署長に2通提出するものとする。

2 署長は、前項の規定による届出があった場合において、当該自衛消防組織が当該届出に係る防火対象物に適応したものであると認めたときは、同項の届出書の1通に届出済印を押して返付する。

3 第3条の2第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

第5条の4第2項第1号中「第4号様式の3」を「第4号様式の4」に改める。

第9条の3第2項中「第4号様式の4」を「第4号様式の5」に改める。

第12条第1項中「第56条第17号」を「第56条第18号」に改める。

第3号様式の2中「第5条の2」の右に「、第5条の2の3」を加え、「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第4号様式注以外の部分中

「

統括防火管理者の職 及び氏名	
-------------------	--

を

」

「

統括防火管理者の職 及び氏名	
その他必要な事項	

に

」

改める。

第4号様式の4を第4号様式の5とし、第4号様式の3を第4号様式の4とし、第4号様式の2を第4号様式の3とし、第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2(第5条の2関係)

共同防災管理協議事項届出書

(あて先) 京都市 消防署長		年 月 日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 — ⑩
消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2第2項の規定により防災管理上必要な業務に関する事項を <input type="checkbox"/> 定めた <input type="checkbox"/> 変更した ので届け出ます。		
防火対象物	所在地	電話 —
	名称	
協議会の代表者の職及び氏名		
統括防災管理者の職及び氏名		
その他必要な事項		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 防災管理上必要な業務に関する事項を記載した書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(消防局予防部)